

「相模原市道路情報管理システム」

SRIMS

(*Sagamihara Road Information Management System*)

区域線確定図データ作成仕様書

令和4年度版

1. 目的

本作業は、相模原市が所有する境界点座標データファイル、地籍調査データファイル、または既成図数値化作業において作成した道路台帳平面図ベクタデータ（DMデータ）より取得した境界点座標を用いて、道路区域線データを作成することを目的とする。

2. 作業規程

本作業の実施にあたっては、下記の規定類に従って行うものとする。

相模原市公共測量作業規程

相模原市道路境界整備業務委託作業規程

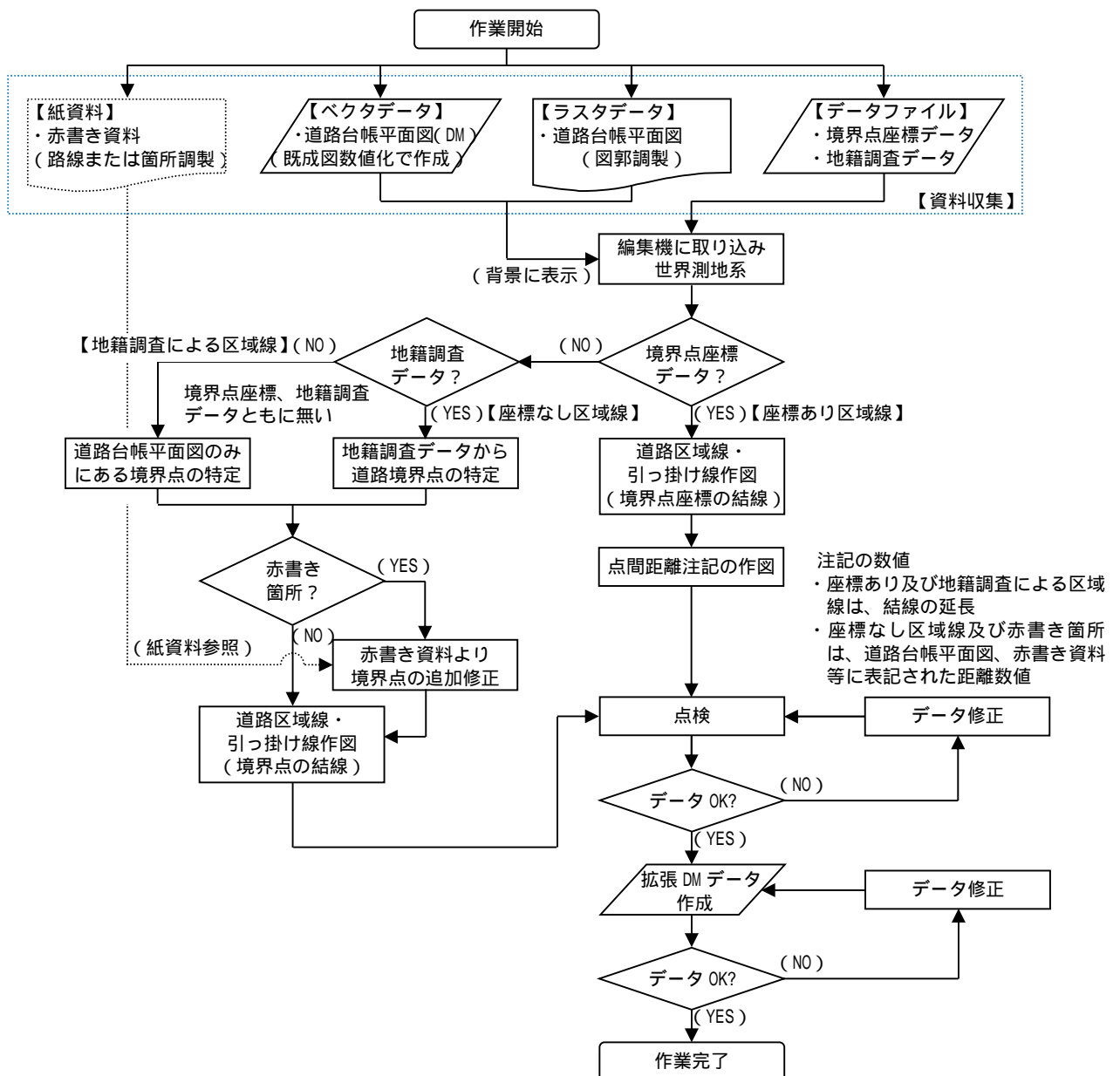
相模原市道路情報管理システム・データ取得仕様書

相模原市拡張 DM（道路台帳平面図）図式・分類コード表

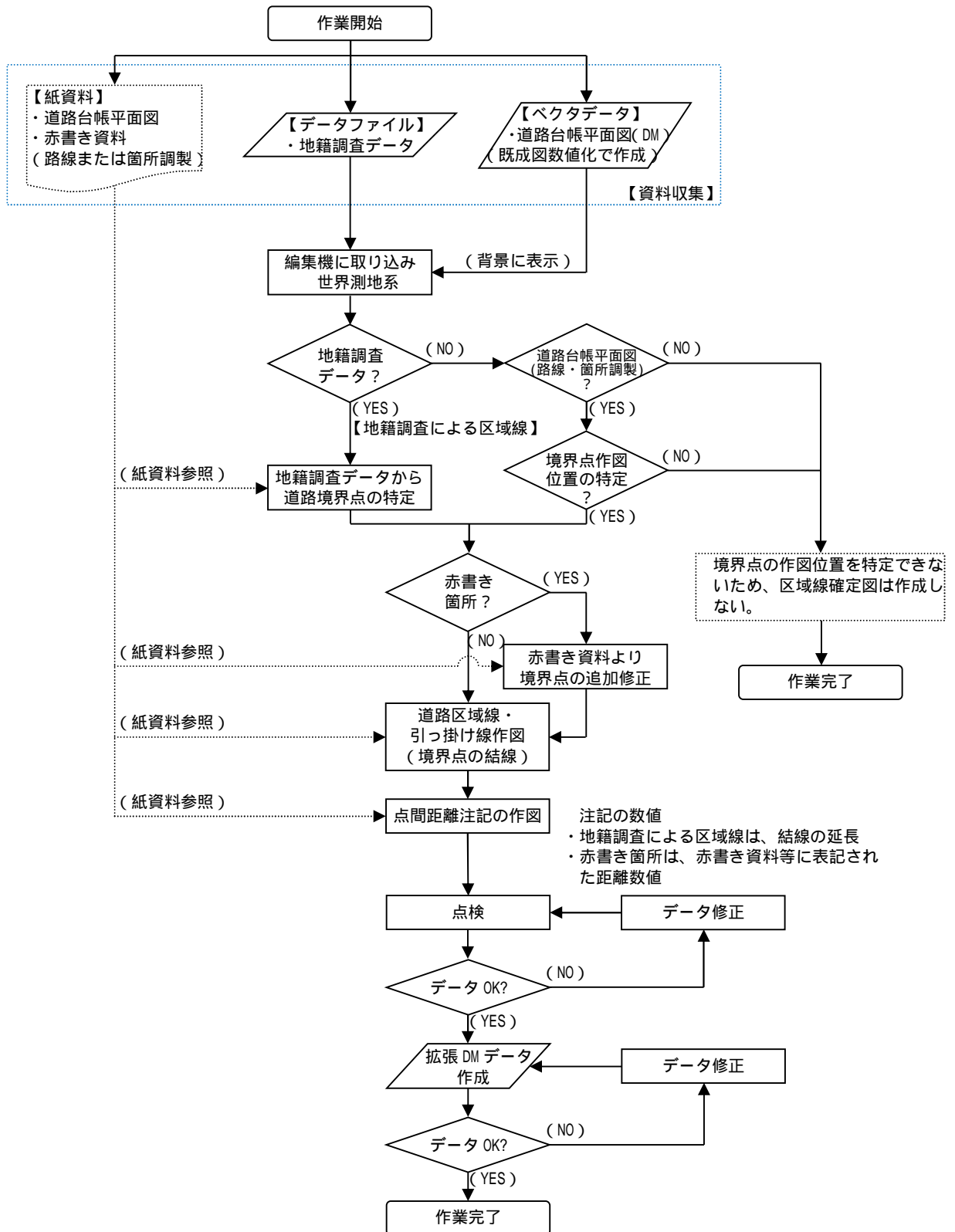
その他資料

3. 作業フロー

1) 道路台帳平面図（図郭調製）がある場合



2) 道路台帳平面図(図郭調製)がない場合



4. 作業方法

1) 編集機へのデータ読み込み

市が貸与する境界点座標データファイル及び地籍調査データファイル、並びに既成図数値化作業において取得した道路台帳平面図のラスターデータ及びベクタデータ(DMデータ)を、世界測地系で編集機に読み込む。

2) 座標あり境界点の結線

座標あり境界点とは、道路台帳平面図及び境界点座標データファイルにある境界点座標において、位置及び境界点名称が一致する境界点をいう。

道路台帳平面図ラスタデータを参考に、道路延長方向及び幅員方向に隣接する境界点座標データ同士の結線を行う。結線に用いる分類コード(名称)は、「国家座標による道路区域線」(延長方向)及び「国家座標による引っ掛け線」(幅員方向)とする。

結線は境界点間を1本のラインで結ぶものとする。また、結線のラインは両端点(両側の境界点に接する点)のみで構成されるものとし、中間に点を持たせてはならない。

貸与した境界点座標データファイルには、寄付・狭あい等により拡幅されたが、以前の座標値がそのまま残っているものもあるため、処理に関しては監督員と十分に協議するものとする。

また、同一境界点に複数の境界点座標を持つもの(以下「多重座標境界点」という。)があるが、この場合には、以下のとおり処理を行う。

ア) 境界点名称が複数ある場合は、道路台帳平面図ラスタデータにある境界点名称と同一名称のものを使用する。

イ) 道路台帳平面図ラスタデータにある境界点名称と同一名称のものが複数ある場合は、道路区域線及び引っ掛け線の長さを編集機上で算出し、道路台帳平面図ラスタデータの記載数値と同一となるもの一つを使用する。

ウ) 上記以外については、監督員と十分に協議するものとする。

3) 座標なし境界点の結線

座標なし境界点とは、道路台帳平面図(赤書き箇所においては赤書き資料)及び境界点座標データファイルにある境界点座標の位置が一致しない、または位置が一致したものであっても、境界点名称が一致しない境界点をいう。

道路台帳平面図ベクタデータにある境界点図形と、境界点座標データファイルから読み込んだ境界点座標の位置及び名称を比較し、道路台帳平面図ベクタデータにのみ存在する境界点図形を特定する。

この際、道路台帳平面図ベクタデータに入力された境界点図形と、境界点データファイルから読み込んだ境界点図形の位置は必ずしも一致しないが、境界点名称及び他の境界点との相対的な位置関係から座標数値の有無を判定する。

道路台帳平面図ラスタデータを参考に、で特定した座標なし境界点について、道路延長方向及び幅員方向に隣接する境界点図形同士の結線を行うとともに、隣接する座標あり境界点との結線も行う。

結線に用いる分類コード(名称)は、「任意座標による道路区域線」(延長方向)及び「任意座標による引っ掛け線」(幅員方向)とする。

結線は境界点間を1本のラインで結ぶものとする。また、結線のラインは両端点(両側の境界点に接する点)のみで構成されるものとし、中間に点を持たせてはならない。

4) 地籍調査による境界点の結線

地籍調査による境界点とは、地籍調査データファイルにある境界点において、民々境界ではない道路区域の境界を管理する境界点をいう。

市が紙図面で貸与する道路台帳平面図（路線または箇所調製）等を参照し、編集機に読み込んだ地籍調査データファイルにある境界点から、民々境界を除外して道路境界点を特定する。

この際、道路台帳平面図ベクタデータの道路線形と、地籍調査データファイルから読み込んだ境界点図形の位置は必ずしも一致しない。この場合は、道路台帳平面図ベクタデータの道路線形を正とし、地籍調査データファイルの境界点位置を補正する。

道路台帳平面図（路線または箇所調製）等を参照し、で特定した境界点について、道路延長方向及び幅員方向に隣接する境界点データ同士の結線を行うとともに、隣接する座標あり境界点及び座標なし境界点との結線も行う。

結線に用いる分類コード（名称）は、「地籍調査による道路区域線」（延長方向）及び「地籍調査による引っ掛け線」（幅員方向）とする。

結線は、地籍調査データファイルにある民々境界点は無視し、で特定した境界点間を1本のラインで結ぶものとする。また、結線のラインは両端点（両側の境界点に接する点）のみで構成されるものとし、中間に点を持たせてはならない。

5) 点間距離注記の配置

点間距離注記は、対象となる道路区域線または引っ掛け線と同一の分類コードで設定し、1本につき1注記を配置する。なお、当該道路区域線または引っ掛け線が道路台帳平面図図郭にまたがる場合についても同様とする。

点間距離の算出は以下の方法によるものとする。

ア) 「国家座標による道路区域線」または「国家座標による引っ掛け線」

該当線分の長さを編集機上で算出し、小数点以下第4位を四捨五入して得た値の、小数点以下第2位までの値。

イ) 「任意座標による道路区域線」または「任意座標による引っ掛け線」

道路台帳平面図ラスタデータに表記されている点間距離注記と同じ値。

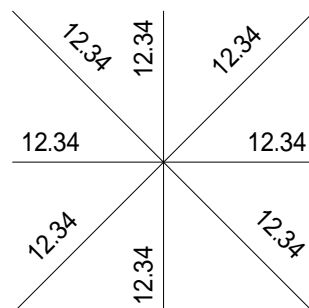
ウ) 「地籍調査による道路区域線」または「地籍調査による引っ掛け線」

地籍調査データファイル（位置補正前）で管理する道路境界点間の線分の長さの総和を編集機で算出し、小数点以下第4位を四捨五入して得た値の、小数点以下第2位までの値。

注記は対象となる道路区域線または引っ掛け線に平行、かつ文字が上向きになるように配置する（ ）。

また、道路台帳平面図ベクタデータを背景に表示させ、注記が他の地物と重ならないように移動させる。

（ ）注記の向きは下図の例による。



6) 点検・修正

作成した区域線確定図と道路台帳平面図（赤書き箇所においては赤書き資料）を比較し、以下の項目について点検を行う。

また、点検作業においては、点検者名、最終点検者名、点検内容及び修正内容について、作成した区域線確定図及び道路台帳平面図ベクタデータにおいて点検位置が特定できるようデータ化をしなければならない。この際、データファイル形式については、監督員と十分協議した上で決定するものとする。

- ア) 道路区域線及び引っ掛け線に漏れがないか
- イ) 道路区域線及び引っ掛け線と注記の分類コードが一致しているか
- ウ) 道路区域線及び引っ掛け線が、起終点以外に頂点（折点）を持っていないか
- エ) 国家座標による道路区域線及び引っ掛け線の起終点が座標あり境界点と一致しているか
- オ) 多重座標境界点における作図処置（道路台帳平面図と境界点名称が同一である境界点座標一つを採用）は正しいか
- カ) 注記の数値は正しいか

- ・ 国家座標による道路区域線及び引っ掛け線の注記は、編集機により算出した数値及び道路台帳平面図に標記されている数値と一致しているか確認する。

なお、編集機により算出した数値と道路台帳平面図に表記されている数値が相違する場合には、監督員と十分に協議するものとする。

- ・ 任意座標による道路区域線及び引っ掛け線の注記は、道路台帳平面図に表記されている数値と一致しているか確認する。
- ・ 地籍調査による道路区域線及び引っ掛け線の注記は、編集機により算出した数値及び道路台帳平面図に表記されている数値と一致しているか確認する。

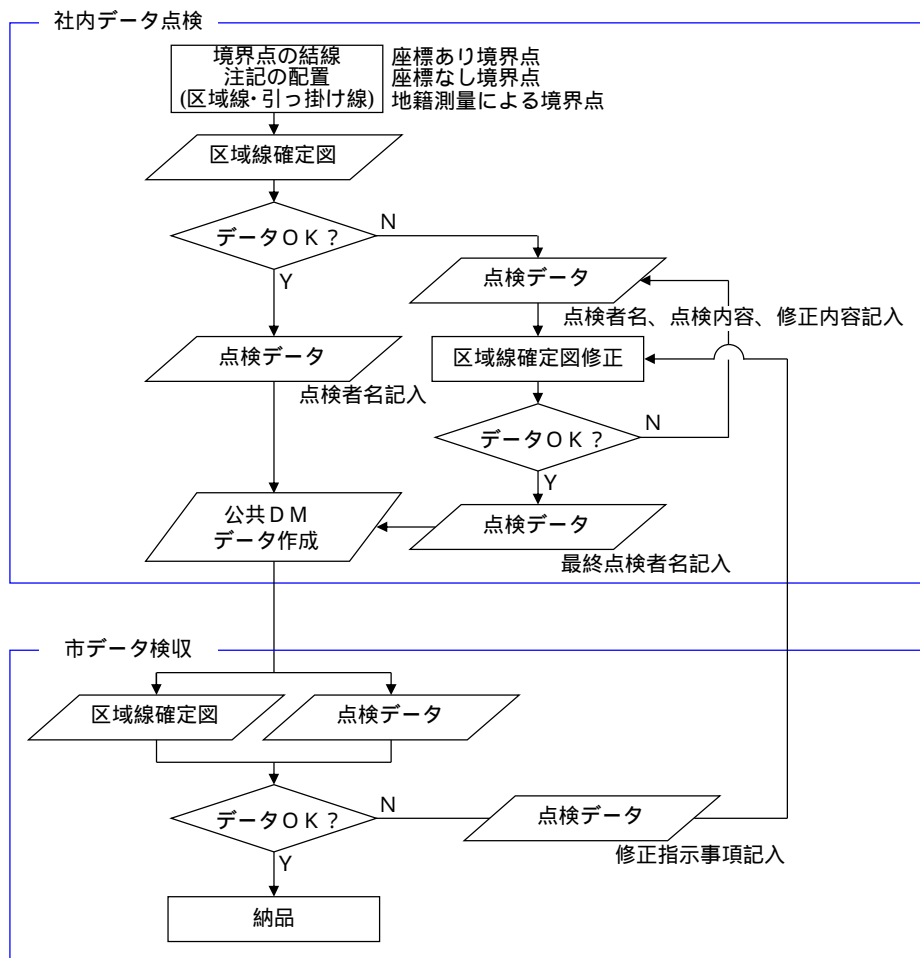
なお、編集機により算出した数値と道路台帳平面図に表記されている数値が相違する場合には、監督員と十分に協議するものとする。

- キ) 道路台帳平面図ベクタデータにある他の地物と重なっていないか
- ク) 拡大図が的確に作図されているか

点検において誤りが発見された場合は、該当箇所についてデータを修正した後、主任技術者または技術者が再度点検を行い、最終点検者名を点検データに記入する。

全てのデータの点検作業が終了し、誤りが解消された時点において、点検データを市へ提出する。

データ点検・修正フロー



7) DMデータ変換

作成完了した区域線確定図データを、「公共DMフォーマット(拡張DM)」「(公共測量作業規程に定めるデジタルマッピングデータファイル仕様に基づくフォーマット)に変換する。(以下「DMデータ」という。)

変換対象の図形は、道路区域線(国家座標による・任意座標による・地籍調査による) 引っ掛け線(国家座標による・任意座標による・地籍調査による) 点間距離注記とする。

変換は道路台帳平面図の図郭単位に行い、ファイル名は「図郭識別番号.DM」(世界測地系平面直角座標系第9系、レベル500)とする。

8) 成果品作成

DMデータファイルをCD-Rに記録し、成果品とする。

5. その他

作業途中において、監督員から点検データを提出するよう要請があった場合は、書き換え可能な記録媒体を利用し、提出しなければならない。